

Q

A 特別支援教室はどのように実施されているか



多動性障害（ADHD）や、学習障害（LD）の子どものあぶり出し・普通教育から排除のやり方は世界の流れに逆行しており、複数担任など教員増が抜本策だとしています。



中右議員 6月13日付道新は「北教組大会、特別支援教育に反対・現場に戸惑いも」の見出で、本年度から始まつた発達障害や複数の障害がある子どもに対応できる学校体制を目指す「特別支援教育」について、「文部科学省は新たな障害者をつくり出し差別している」として12日に開幕した北教組大会で反対する方針を示したと報道しています。

「しかし、現場では支援を必要としている子どもがいる」として組合員を含めた取り組みが始まっています。北教組も拒否や非協力の戦術は打ち出している」とも報じています。同報道では、北教組は特別支援教育の意義は認めつつ、医学的にも未確立な注意欠陥

教育長 新聞の記事を見て

このような報道の中、当町の特別支援教育の実施状況はどうなっているか伺います。

また、制度導入後の各校のまとめ役として連絡調整を行うコーディネーターの指名はどうなっているか。

**Q**

A 地域と協議を重ね結論を出したいたい

篠原議員 ふるさと留学を

実施してきた相生小学校が、平成17年3月で休校になり現在に至っています。今後相生小学校をどのように活用しようと考へているのか伺います。

教育長 相生小の児童数は、ふるさと留学を含め平成11年の18人をピークに減少し、16年には6人となり、17年には保護者の転勤などで児童が1人になるという状況から、保護者・学校・地域住民との協議の結果、休校の措置

教育大の講師を招いて特別支援の研修を2回ほど行っています。それから、校内研修の中でも学習会という形で先日も津小・活汲中・津中の3校合同の宿泊学習会をでてこいランドで行っており、教職員は一所懸命やつていただいています。

本町では、平成18年度から全校に校内委員会を設置し特別支援コーディネーターの指名を行い全教員を対象に専門家による学習会の実施により

今年度は乳幼児から高校生までを対象に町と教育委員会が中心になり津別町特別支援教育連携協議会を設置し、本人や保護者・行政・学校・医療機関が連携して情報交換を基

共通認識の醸成や全校的な指導体制の充実を推進してきております。

今年度は津小・津中・活汲中の3校に特別支援教室を設置して教育指導を行っており、支援体制は今後も継続して実施していきたい。なお、幼稚園、保育所から小学校に上がる時、小学校から中学校に上がる時にそれぞれの状況を把握して専門家を入れた協議会で情報の共有化を進め、これからも学校できちんと対応していきたいと考えていますので、ご理解とご指導を賜りたい。



本としながら支援体制を整え、上部機関である網走管内の特別支援教育連携協議会や道教委レベルの組織と連動させて支援体制の確立に向けて現在協議をしています。ADHD、LD等の数値は潜在的には総体児童の6割と言われており、その子どもに合った教育をいかにするかというのも我々の仕事です。

を決定したところです。

平成17年6月には、行政と地域住民とが、校舎や周辺施設の利活用を協議するため、自治会その他で構成する相生地域公共施設等利活用検討会議を設置して、地域主導で協議を行なう、福祉・農業関連施設、種々の合宿、移住計画、体験施設などについて、町長部局に検討を願っているところです。今後更に地域との協議を行いながら、慎重に検討を重ね結論を導き出したいと考えています。



休校中の相生小学校

幼保連携の見通しは

町長はどう考えているか伺いたい。

篠原議員　急速な少子化により、平成17年度20人、18年度28人、今年は4月から6月13日現在ですが7人という出生数です。

私は、就学前の子どもたちの教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となつている認定こども園制度が平成18年10月に施行されました。

私は、平成16年9月議会で幼保一元化の質問をしました。当時の答弁は「効率的な運営を進める上でも有効な形態であり、幼稚園にも連携に向けて打診をしているが、経営の主体あるいは教育に対する方針も目的も異なる部分があり、町立の保育所となじむかどうか問題はあるが、将来に向けては双方の目的、機能を保ちながら一元化に向けての制度上の課題・問題点を出し合い、その可否について協議する必要がある」と述べられています。その後協議がなされたのかどうか、仮に幼保連携ということになれば、先生方の研修や施設等の問題もあり、緊急の課題と考えるが、

町長　幼稚園と保育所とのニーズがあるが、いずれも施設の老朽化と少子化という中でどうするのかという問題があります。

園の意向を聞き
方向を探つて
いきたい



状況には至つていません。そういう状況の中で昨年、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的法律」が施行されました。法律の中には4つのパターンが出されています。

設置にあたっては、どれを選択するかとどうこともあります。が、新たな施設を建設することによつて今年7月から値上げの保育料が更なる値上げということも当然考えられますし、活波・本岐保育所の統合問題も避けて通れない状況にあります。慎重な議論が必要です。



員会で園の意向を話しながら、今後の方針について探つていただきたいと考えています。